

佐賀県告示第 58 号

佐賀県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号）第 9 条の 2 第 1 項の規定により、平成 23 年佐賀県告示第 151 号（県税に関する申告期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）を有する者に係るものについては、その申告期限等が平成 23 年 3 月 11 日から平成 26 年 3 月 30 日までの間に到来するものについて、同月 31 日とする。

平成 26 年 3 月 4 日

佐賀県知事 古 川 康

都道府県名	地域
福島県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、楡葉町、富岡町、川内村、双葉町、大熊町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村